

RE-INVENTING JAPAN PROJECT APPLICATION GUIDELINES IN FY2015

Support for the formation of Collaborative Programs
with Universities in

Latin America and the Caribbean, Turkey

平成27年度 大学の世界展開力強化事業 公募要領（案）
～ 中南米等との大学間交流形成支援 ～



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次 Table of Contents

1	大学の世界展開力強化事業の背景・目的 Background & Objectives	1
2	プログラムの概要 Project Overview	
(1)	対象となる事業 Target Projects	2
(2)	申請要件 Application requirements	2
(3)	申請資格 Application qualification	3
(4)	申請者等 Project Applicants	3
(5)	選定件数と申請件数 Number of Programs to be Selected and Number of Applications	4
(6)	補助期間 Period of Support	4
(7)	事業規模 Projects Scale	4
(8)	事業の評価等 Project Evaluation	4
(9)	対象とする事業の内容 Target Plan	5
(10)	申請書の策定 Plan Formulation	6
(11)	費用 Costs	6
3	選定方法等 Selection Methods, etc.	6
4	事業の実施 Implementation of the Project	7
5	申請方法等 Application method	7
6	その他 Others	9
7	問合せ先等 Inquiries, etc.	11
(別添1)	Attachment 1 事後評価及び中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム	
(別添2)	Attachment 2 経費の使途可能範囲	

大学の世界展開力強化事業 - 中南米等との大学間交流形成支援 -

Re-Inventing Japan Project

Support for the formation of Collaborative Programs with Universities in Latin America and the Caribbean, Turkey

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「プログラム」）の背景・目的 Background & Objectives

急速なグローバル化に伴い、我が国と世界各国との経済社会の一体化が進展する中、教育・訓練システムや、知識・技術の修得証明、企業における雇用や処遇などもより緊密に関連するとともに、将来的には各国の社会システムが一層密接に関連しながら発展することが予想されています。こうした中、国内外の企業においても、自国、他国の出身にとらわれない、グローバルに活躍できる人材の登用、養成が求められており、我が国の大学教育においても、こうした潮流に呼応した、教育プログラムを構築していくことが急務です。

翻って、我が国の大学教育は、伝統的に国内向けの雇用市場に連動して行われてきており、これまでは、世界における学生の流動性の高まりや教育の質保証、修得主義等の潮流を踏まえた取組が優先課題となっていない大学も多く存在したとの指摘があります（中央教育審議会大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループ「東アジア地域を見据えたグローバル人材育成の考え方～質の保証を伴った大学間交流推進の重要性～」（平成22年6月））。その一方で、すでに東アジア地域を舞台に、米国、欧州、豪州、さらには中国、韓国などの有力大学により、優秀な学生の獲得を見据えた質の高い教育が展開されつつあり、我が国においても、外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化の支援、海外大学との単位相互認定の拡大、日本人学生の海外経験を増やすための取組を強化することがより重要となっています。

中南米諸国では、近年の経済成長と政治改革を背景に、多くの国で持続可能な発展を支える高度人材の育成がますます重要となっています。我が国にとっては、この地域は各種資源の供給源、日系企業の活動の場として魅力の高い地域であるとともに、地球規模課題にかかる教育・研究のフィールドとしても注目されています。また、トルコでは、伝統的に親日的な社会を背景に、日本との関係が急速に進展しており、経済・文化をはじめ、幅広い分野で協力が進んでいます。これらを踏まえ、中南米諸国及びトルコとの間で、交流の基礎となる教育の分野において連携を進めることには、様々な波及効果を含め、高い期待が寄せられています。特に、優秀な学生への留学機会の提供を通じて、中南米諸国及びトルコとの架け橋となるリーダー人材を育成することが大変重要です。

そのため、大学教育再生戦略推進費で実施する平成27年度大学の世界展開力強化事業においては、国公私立大学を対象に、「中南米等との大学間交流形成支援」として、中南米諸国及びトルコの大学等との間で、質の保証を伴った交流プログラムを実施する事業に対して重点的に財政支援を行います。

2. プログラムの概要 Project Overview

(1) 対象となる事業 Target Projects

国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバルな展開力の強化を目的に、高等教育の質の保証を図りながら、中南米諸国及びトルコの大学との間で、日本人学生の海外留学や外国人学生の積極的受入を伴う教育連携プログラムを実施する事業を対象とします。なお、主たる交流先は中南米諸国（該当国は外務省ホームページを参照）又はトルコの大学としますが、他の国の大学が含まれる交流プログラムについても対象とします。

(2) 申請要件 Application requirements

本プログラムの申請を希望する大学及び連携機関となる短期大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）は、以下の内容を、申請時において達成しているか、中間評価実施年度末（平成30年3月）までに全学（i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く）において確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本プログラムに採択され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の法令に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

- i) 全学的に定められた入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が各学部（短大、高専にあつては学科）で定める各方針に反映されていること。また、その内容がホームページ等で公表されているとともに、各学部（学科）のカリキュラム編成等に反映されていること。
※ディプロマポリシーに関する部分のみ高専を除く。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) キャップ制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取り組みが行われていること（キャップ制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
※短大、高専を除く
- iv) 学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFDが実施されていること（各年度中に全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) GPA制度などの客観的な評価基準を導入し個別の学修指導に活用していること。
※短大、高専を除く
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試の募集人員の割合、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守していること。
※高専を除く
- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、意見が付されていない状況であること。

(3) 申請資格 Application qualification

以下のいずれか該当する大学（大学院、短期大学、高等専門学校を含む。以下本項において同じ。）は、本プログラムに申請できません。

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、不適合の判定を受けている大学
- iii) 設置計画履行状況等調査におい、警告が付されている大学
- iv) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 1 条第 3 号の要件を満たしていない大学及び第 2 条第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- v) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の收容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程全体	修士課程（博士前期課程を含む）全体	短期大学全体	高等専門学校全体
收容定員充足率	0.7	0.5	0.7	0.7

- vi) 「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- vii) 平成 26 年度に実施した大学教育再生戦略推進費の事後評価の結果において、「事業目的が達成できなかった」と評価された大学（対象プログラムは別添 1 のとおり。）
- viii) 申請時点において、大学教育再生戦略推進費の補助事業の中間評価で、「中止することが必要」と評価された大学（対象プログラムは別添 1 のとおり。）

(4) 申請者等 Project Applicants

（対象機関、事業者、申請者、申請単位、事業責任者、事業実施体制）

① 対象機関

我が国の国公私立大学（学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る））。なお、連携して事業を行う機関としては、短期大学、高等専門学校も対象に含むものとします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。また、国内の大学等が複数参加して実施する取組の場合には、主となる 1 つの大学が代表して申請することとします。

事業者には、国際化拠点整備事業費補助金を交付します。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外（学部、学部の学科、研究科、研究科の専攻、短期大学の学科及び専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科）の単位で申請することはできません。

④ 事業責任者

大学において事業の実現を担う者で、事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ者として、「事業責任者」を選任してください。

なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

⑤事業実施体制について

申請した事業は全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に行うこととします。そのため、学長は事業全体に責任を持つこととし、本事業を実施するにあたり、全学的な普及及び成果の活用に努めることとします。

(5) 選定件数と申請件数 Number of Programs to be Selected and Number of Applications

選定件数：8件程度（中南米諸国5件程度、トルコ3件程度）

申請件数：1大学が本事業に申請できる件数は、中南米諸国、トルコそれぞれ1件、計2件の申請を上限とします。

なお、国内の大学等が複数参加して実施する取組の場合には、代表して申請する大学のみを申請件数として数えます。

(6) 補助期間 Period of Support

最大5年間（国の財政事情等により5年間を必ず保証するものではありません。）。

(7) 事業規模 Projects Scale

補助金基準額：年間5千万円（初年度は3千5百万円）

補助事業上限額：設定しません。

※本プログラム採択のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。

※実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助事業上限額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響させます。

※事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業上限額との差額は自己収入等の財源により各大学が負担することとします。なお、次年度以降補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。

※大学は、補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。補助期間終了後も事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

(8) 事業の評価等 Project Evaluation

毎年度ごとのフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、補助期間開始から3年目の平成29年度に中間評価、補助期間終了後（補助期間開始から6年目の平成32年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。これらの評価等については、委員会（6頁参照）で定める評価方法、

基準等に基づいて行われます。

なお、中間評価又は事後評価の最新の結果は、評価年度の次年度以降に公募する大学教育再生戦略費の新たなプログラムの申請資格や選定時の評価対象とします。

(9) 対象とする事業の内容 Target Plan

本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

- 日本と中南米諸国又はトルコの大学の間で、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進する、例えば以下のような、質の保証を伴った教育交流プログラムであること。
 - －高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
 - －単位の相互認定、共通の成績管理の実施
 - －学修成果や教育内容の可視化
- 外国人学生の受入に当たっては、企業等におけるインターンシップ機会を提供し、将来グローバルに活躍できる人材育成に資するプログラムであること。
- 日本と中南米諸国又はトルコ共通の課題解決や特色を踏まえた学問分野に関連する教育連携プログラムであること。

申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラムを計画することが求められます。

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修過程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。
- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。
- 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的なプログラム構成となっていること。
- 本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、大学における環境整備を図ること。
- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- 本事業の達成目標について、一般国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。
- 目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとするグローバル人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。

- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

(10) 申請書の策定 Plan Formulation

本プログラムにおける大学の取組（上記（９）の内容に対応する取組）を具体的に記載して申請してください。その際の内容は、当該補助金による取組だけでなく、大学独自で実施する取組や支援期間終了後の取組も含めた、総合的かつ長期的な事業計画として策定してください。

(11) 費用 Costs

- ① 採択された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適当と考える事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

採択された事業計画が、文部科学省が実施する大学改革推進等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、研究拠点形成費等補助金等又は独立行政法人日本学術振興会が実施する国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請する実施計画及び資金計画「支援期間における各経費の明細」を作成してください。

- ② 本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添２に示すものとします。

3. 選定方法等 Selection Methods, etc.

(1) 審査手順

本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、提出された申請資料による「書面審査」並びに「面接審査」の二段階審査を行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される採択候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、採択する事業計画を決定します。具体的な審査方法等については、「大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、概ね８月頃に行われる予定であり、面接審査対象となった大学については、別途委員会よりその旨の連絡をいたします。申請資料等の内容について責任をもって対応できる事業責任者等におかれましては、面接に対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は９月頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

選定に当たっては、委員会等の審議を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

4. 事業の実施 Implementation of the Project

- (1) 採択された大学は、事業の実施に当たっては、「3. (2)」に記載する委員会による事業についての改善のための意見等を踏まえて実施するよう、ご留意ください。上記「2. (8)」に記載の事業の評価等においては、この意見への対応状況についても評価の対象となります。
- (2) 採択された大学は、事業の実施状況についての独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性の判断や達成状況など、事業の進捗状況を把握する仕組みについて、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備することとします。
- (3) 上記(2)の他、選定された大学は毎年度、事業等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、事業等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。
- (4) 本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会等において発表することとします。

5. 申請方法等 Application method

(1) 申請書等

別添「平成 27 年度大学の世界展開力強化事業 計画調書等の作成・提出について」に基づき、本プログラムの背景・目的を十分に踏まえて、所定の調書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(2) 提出方法

調書等の提出は、郵送による方法のみとし、平成 27 年 5 月 22 日（金）から 5 月 27 日（水）必着で、下記の提出先に提出してください。郵送に当たっては封筒に「大学の世界展開力強化事業申請書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター6 階
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局
(電話：03-3263-1740)

(3) 留意事項

- ① 提出された調書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 採択された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEB サイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) をご覧ください。

6. その他 Others

(1) 補助金の執行に関する留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップのもと行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、各年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大5年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間まで保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようしてください。

③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 学生等の安全確保

本プログラム採択後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラムの申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」（平成17年4月1日文科科学大臣決定）等により、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金において、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金において、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措

置の内容等) について、原則公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム採択時における確認

①②の内容については、新たに公募するプログラムを採択する際に参考として活用することとします。

(4) 事業の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、採択された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、採択大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

採択された大学は、補助期間終了後5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

7. 問合せ先等 Inquiries, etc.

(1) 問合せ先

【公募要領その他の問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係
(大学の世界展開力強化事業担当)
電 話 : 03-5253-4111 (内線3352)
F A X : 03-6734-3385
W E B サ イ ト :
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問い合わせ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター6階
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局
電 話 : 03-3263-1740
F A X : 03-3237-8015
W E B サ イ ト : <http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>
(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

(2) スケジュール

公募説明会	平成27年4月中旬
公募締切	平成27年5月22日(金)～5月27日(水)
面接審査	平成27年8月頃
選定結果通知	平成27年9月頃
交付内定	平成27年9月頃(事業開始)

○事後評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

プログラム名	評価実施年度	申請できない期限
大学の国際化のためのネットワーク形成支援事業	平成26年度	平成27年度

○中間評価の結果、申請できない条件の対象となる事業

プログラム名	評価実施年度	申請できない期限
大学の世界展開力強化事業（「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創成支援）	平成25年度	平成27年度
大学の世界展開力強化事業（平成23年度採択ASEAN諸国等との大学間交流形成支援）	平成25年度	平成27年度
大学の世界展開力強化事業（平成24年度採択ASEAN諸国等との大学間交流形成支援）	平成26年度	平成28年度
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	平成26年度	平成28年度
情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業	平成26年度	平成28年度
博士課程教育リーディングプログラム（23年度採択）	平成26年度	平成29年度

(参考)

今後、中間評価の実施が予定されている以下のプログラムにおいて、「中止することが必要」と評価された大学については、平成28年度以降、新たに公募する大学教育再生戦略推進費のプログラムに申請できない期限を設けます。

- ・ 博士課程リーディングプログラム（平成24年度及び平成25年度採択）
- ・ スーパーグローバル大学創成支援
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成25年度採択海外との戦略的高等教育連携支援（東南アジア、EU））
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成26年度採択ロシア、インド等との大学間交流形成支援）
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成27年度採択中南米等との大学間交流形成）
- ・ 大学教育再生加速プログラム（平成26年度及び平成27年度採択）
- ・ 地（知）の拠点整備事業
- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業

経費の使途可能範囲

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も事業が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウム、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。とくに外国旅費の執行に

当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注[※]にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※）本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、会議・レセプションに伴う飲食代（アルコール類は除く）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料^{※3}、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費^{※1}、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）^{※2、3}などに使用できます。

他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1）本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

※2）交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

※3）学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に

係る航空券等やホテル代の交通費、宿舎借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご留意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30パーセントを超えないでください。